

請願者・陳情者の委員会における意見陳述等について

大和市議会では、請願書・陳情書を提出された方は、審査を付託された委員会において、委員長の許可により意見陳述等を行うことができます。

希望される場合は、「請願書・陳情書についての意見陳述等申出書」（書式1）をご提出ください。また、一旦提出した申出書を取り下げる場合は、「請願書・陳情書についての意見陳述等取下願」（書式2）をご提出ください。

【方法等について】

①意見陳述等の対象者及び人数

- ・意見陳述等ができるのは、提出者のうち代表1名とします。
- ・意見陳述を希望する方が請願書・陳情書の提出者以外の場合は、提出者から議長に委任状の提出が必要です。

②意見陳述等を行う時間・内容・場所

- ・請願書・陳情書の審査冒頭部分で行うことを原則としています。
- ・委員長の許可を受けて発言することができます。
- ・5分以内とします。時間を超過した場合はすみやかに終了してください。
- ・当該請願書・陳情書内容の趣旨説明及び補足説明とします。
- ・個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、議員、個人、団体等への誹謗中傷や、名誉を棄損するなどの発言をしないでください。退場を命じる場合があります。
- ・傍聴席より前方に席を設置します。また発言を記録するため、マイクをお使いください。

③意見陳述等に対する質疑

- ・意見陳述後に委員から意見陳述者に対し質疑を行うことがあります。なお、意見陳述者から委員への質疑はできません。

④資料等の配付

- ・意見陳述者がある場で資料等を配付することはできません。事前（審査開始前）に議会事務局に提出され、委員長の許可を得たものは委員に配付します。なお、配付を希望される資料等については、ご提出の際、委員分ご用意くださるようお願いいたします。

⑤意見陳述等終了後の傍聴について

- ・意見陳述終了後は、傍聴席に戻り、委員会審査を傍聴できます。

⑥意見陳述時の撮影・録音、発言内容及び氏名の記録・公表

- ・意見陳述を行う場面を傍聴人等が議長等の許可を得て撮影・録音することができます。
- ・発言内容及び意見陳述者の氏名は委員会の会議録に要点筆記で記録し、市議会ホームページ等で公表します。

⑦その他

- ・委員会日程の進捗状況によるため、請願書・陳情書の審査時間は確定できませんのであらかじめご了承ください。
- ・個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、議員、個人、団体等への誹謗中傷や、名誉を棄損するなどの不穏当発言が予測される場合は、意見陳述等は許可されません。
- ・委員会審査時に不在の場合は、意見陳述等はできません。

(書式1)

請願書・陳情書についての意見陳述等申出書

年 月 日

大和市議会議長 へ

意見陳述申出者 住所 _____

ふりがな
氏名 _____

法人等の場合、請願者・陳情者との関係 _____

(例：社員、会員など)

電話番号 _____

請願第 一 号

陳情第 一 号 について意見陳述したいので、別紙事項について承諾の上、申し出ます。

(書式2)

請願書・陳情書についての意見陳述等取下願

年 月 日

大和市議会議長 へ

意見陳述申出者 住所 _____

ふりがな
氏名 _____

法人等の場合、請願者・陳情者との関係 _____
(例：社員、会員など)

電話番号 _____

請願第 一 号

陳情第 一 号 について意見陳述等を取り下げますのでよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

